

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



KOMORO WINE DAYS

(写真提供：一般社団法人こもろ観光局)

8 月
No.226

- I. 最近の法人税税務調査の大きな変化…………… P 1
- II. 経営健全化支援資金（関税対策）のご案内…………… P 2
- III. スキマバイトの税務上の注意点…………… P 3
- IV. 教育訓練休暇給付金の概要と課税について…………… P 5
- V. 育児・介護休業法改正ポイント（令和 7 年 10 月施行分）…………… P 6
- VI. 私の履歴書 30 組織再編税制との関わり…………… P 9
- 主要補助金一覧…………… P 11
- 事務所カレンダー・編集後記…………… P 12



I. 最近の法人税税務調査の大きな変化 所長 佐藤 英人

国税局は6月末が決算で7月1日から新事業年度がはじまり、新たな税務調査が始まります。コロナ下で減少した税務調査率は増加傾向にあり、また、A Iの導入やマイナンバーと預金通帳のひも付きが完了したことで、税務調査自体が大きく変化してきています。

1. 「簡易な接触」の増加

この「簡易な接触」という手法は、電話や文書、来署依頼により、納税者に修正申告を奨励する方法ですが、令和5年度は7万件で修正金額も過去最高となっています。

様々な資料から申告漏れと思われる取引等を指摘し、非違があれば修正申告を依頼する手法であり、A Iやマイナンバー、特に法人番号の検索が軌道に乗り、今後も増加すると思います。

【件数の推移】

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実地調査件数	7.6万件	2.5万件	4.1万件	6.2万件	5.9万件
申告漏所得金額	7,802億円	5,286億円	6,028億円	7,801億円	9,741億円
簡易な接触件数	4.4万件	6.8万件	6.7万件	6.6万件	7万件
簡易な接触申告漏所得金額	42億円	76億円	88億円	78億円	92億円

2. A I導入による調査対象の絞り込み

電子申告した資料をA Iで分析し、調査対象と調査項目を選定する手法が当たり前になってきました。A Iの導入で申告漏れの可能性が高い納税者を効果的に特定できるため、税務調査の効率化が進み、追徴税額が過去最高との報道もありました。

3. リモート調査の実施

コロナ禍以降、対面調査を減らすため、資本金40億円以上の大法人に対し試験的に行われ、今後中小企業にも導入予定とのこと。

- ① 帳簿等のデーターをオンラインストレージサービスを通じて受け渡し
- ② WEB会議システムによるリモート面談を実施

4. 移転価格税制の中小企業への適用

大会社の移転価格調査は一巡し、事前確認制度による事前確認が進んだことで、簡易な移転価格調査の対象は中小企業に移り始めており、海外子会社がある会社は対応が求められます。

5. 重加算税の追求

従来は、ベテランの統括官が調査対象と調査項目を経験と勘で選定し、事例集などで絞り込んでいましたが、その役割はA Iに取って代われ、調査官の腕の見せ所は不正・脱税の摘発に重点がおかれてきたと私が持つ感想です。特に長野県は重加算税の割合が多いとも言われており、誤解を招く取引はしないこと、社内監査体制の確立が要求されます。



Ⅱ．経営健全化支援資金（関税対策）のご案内

長野県では、世界経済に深刻な影響を及ぼす米国による関税措置に対応するための新たな融資制度が創設されました。米国関税措置の影響が見込まれる皆様は活用をご検討ください。



なお、長野県以外の皆様は各都道府県においても類似の融資制度が設けられている場合がありますので、各都道府県の制度をご確認ください。

経営健全化支援資金（関税対策）

貸付限度額	設備資金 6,000 万円、運転資金 8,000 万円
貸付利率	年 1.2%
貸付期間	設備資金 10 年（据置 2 年）、運転資金 7 年（据置 2 年）
貸付対象者	以下のいずれかに該当する者 ア 米国関税措置の影響を受け、最近 3 ヶ月の売上高が前 3 ヶ年のうちいずれか同期に比べ 5%以上減少している者 イ 米国関税措置の影響を受け、最近 2 ヶ月の売上高が前年同期に比べ 5%以上減少しており、かつその後 1 ヶ月間を含む 3 ヶ月間の売上高が前年同期と比べて 5%以上減少すると見込まれる者
信用保証料	県及び市町村補助により 0.44%以内 ※事業者選択型経営者保証非提供制度 利用時 県・市町村補助により 1.325%以内
その他	・ 事業者は経営向上計画書（関税による影響）を作成 ・ 借換での利用は不可



貸付対象者 イ の「最近 2 ヶ月の売上高」とは？
また、「その後 1 ヶ月を含む 3 ヶ月間」とは？

直近 3 ヶ月の中で最新の書類（試算表等）が作成されている月及びその前 1 ヶ月を含む 2 ヶ月分の売上高の合計のことです。

[例]令和 7 年 7 月時点で、4 月の試算表が最新の場合

- ①令和 7 年 3 月～4 月の売上高の合計と令和 6 年 3 月～4 月の売上高の合計を比較します。
- ②令和 7 年 3～4 月の売上実績と 5 月の売上高見込の合計と令和 6 年 3～5 月の売上実績の合計を比較します。
- ①及び②が 5%以上減少しているか確認してください。



利用できる業種に制限はありますか？
また、米国関税措置の影響を受けていることは、どのように説明すればいいですか？

中小企業融資制度資金を利用出来る業種で、貸付対象者に該当すれば、利用業種に制限はありません。また、本資金を利用する際に添付する「経営向上計画書」に、米国関税措置の影響を受けての「現状の問題点・課題及びその背景」を記入してください。

（担当：監査部第 1 課）



Ⅲ. スキマバイトの税務上の注意点

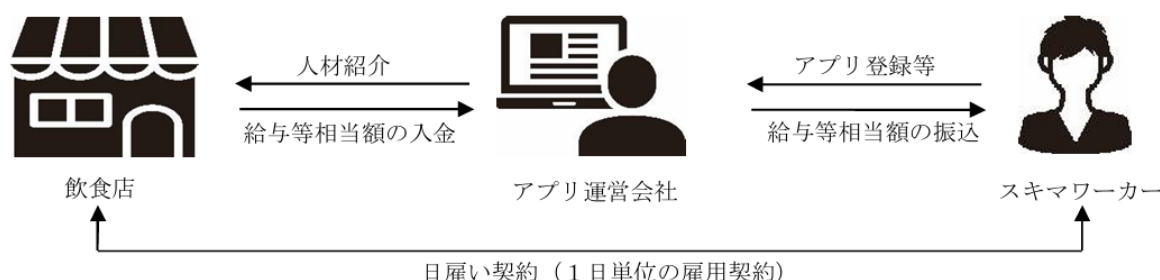
近年、人手不足の影響により、空いた時間を活用したアルバイト、いわゆる「スキマバイト」の需要が高まっており、スキマバイト専用のアプリ等も多く存在します。

本項では、スキマバイトの一般的な仕組みと、税務上の注意点について解説します。

1. スキマバイトの仕組み

アプリ運営会社は、それぞれに勤務先・人材を紹介するのみで、**雇用契約の当事者ではありません**。アプリ上でマッチングした**企業とスキマワーカーが、雇用契約を締結します**。

この雇用契約は、通常、日雇い等として締結されるため、スキマバイトを行う日限りで、雇用契約は終了します。



2. 年 50 万円以下の源泉徴収票の提出不要ルール

給与等の支払者である企業は、原則として「給与所得の源泉徴収票」を本人交付用・税務署提出用の 2 通を作成し、それぞれに提出する必要がありますが、「一定の者」に係る源泉徴収票については、税務署提出用のみ提出が不要となります。

「一定の者」の中には、「乙欄・丙欄適用者で、その年の給与等支払額が 50 万円以下の者」があり、前述のとおり、**スキマバイトにおける雇用契約は、通常、日雇いとして締結されることから、丙欄適用者に該当します**。

そのため、スキマワーカーに対して支払う給与等支払額が、**年 50 万円以下であれば、企業は所轄税務署長に源泉徴収票を提出する必要はありません**。

3. スキマバイトの注意点

(1) 雇用関係

前述のとおり、**雇用契約の当事者は企業とスキマワーカー**であり、アプリ運営会社はその仲介をするのみです。そのため、スキマワーカーに対する**源泉徴収票の発行や賃金台帳の作成などは企業が行う必要があります**。

また、雇用契約があり賃金台帳に記載されていれば、**賃上げ促進税制における「国内雇用者」に該当**するため、賃上げ促進税制の**雇用者給与等支給額の対象**です。

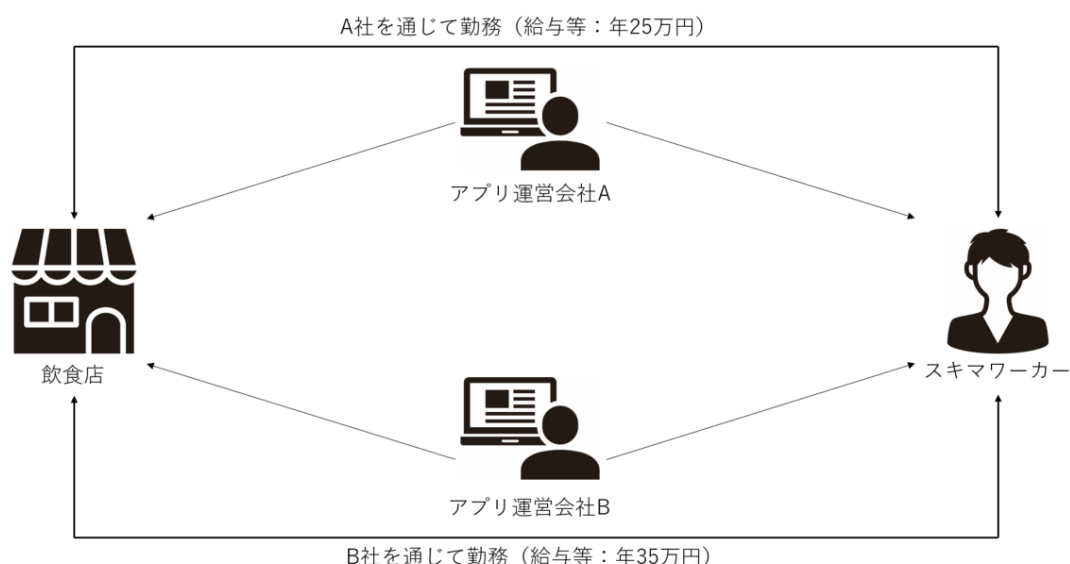
賃上げ促進税制を適用する場合は、スキマワーカーへの給与も漏れなく集計することが大切です。

（２）年 50 万円以下ルールの評定

アプリ運営会社によっては、企業等が提出不要ルール等を利用できるように、スキマワーカーに対して「同一企業における年収制限」を設けているケースがあります。

ただし、提出不要となる年 50 万円以下の判定は、各スキマワーカーに対して、年間を通して支払った給与等の合計額で判定します。

下図のとおり、スキマワーカーが複数のアプリを利用し、各アプリの年収上限をクリアしている場合でも、全てのアプリを通じて支払った額を合算して判定する必要があります。



（３）給与支払報告書の提出

給与等の支払をする者が市区町村に提出する必要がある「給与支払報告書」についても、「年の途中で給与の支払を受けなくなった者に対する給与等の支払金額が年 30 万円以下」であれば市区町村への提出が不要となるルールがありますが、源泉徴収票の年 50 万円以下ルール同様、全てのアプリを通じて支払った額を合算して判定する必要があります。

また、市区町村によっては、支払金額にかかわらず、「給与支払報告書」を提出するよう呼びかけを行っているケースもあるため、支払金額が年 30 万円以下であっても、提出したほうが無難です。

人手不足解消のため、企業は多種多様な働き方を取り入れる必要があり、スキマバイトもその一つです。ただし、法令順守や税制優遇を受けるためにも、適切な書類の作成・管理が不可欠です。スキマバイトの活用を検討している企業については、法定帳簿の作成要件等を確認しながら進めることが大切です。

参考資料：税務通信令和 7 年 8 月 18 日号
(担当：監査部第 5 課)



IV. 教育訓練休暇給付金の概要と課税について

令和 6 年 5 月 17 日に公布された雇用保険法等の改正により、本年 10 月 1 日から「教育訓練休暇給付金」制度が始まります。本項では、給付金の概要とその課税について解説します。

1. 教育訓練休暇給付金とは

この給付金は、労働者が教育訓練等に伴い、自発的に取得する一定の休暇に支給される給付金であり、労働者の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的としています。

(1) 支給対象者

休暇開始前 2 年間に 12 ヶ月以上の被保険者期間及び休暇開始前に 5 年以上の雇用保険の加入期間がある、雇用保険の一般被保険者です。

雇用保険の加入期間は、離職期間があっても 12 ヶ月以内であれば離職前後の期間を通算できるが、失業給付等を受給していた場合には通算できません。

(2) 支給対象となる休暇（①～③を全て満たしていること）

- ① その休暇が就業規則等に基づいていること（制度に際して就業規則の整備が必要）
- ② 労働者本人が事業主の承認を得て自発的に 30 日以上連続で取得すること
- ③ 学校教育法上の学校等での教育訓練等に係る無給の休暇であること（有休は対象外）

2. 教育訓練休暇給付金の課税について

同給付金は、その支給対象となる労働者が休暇を取得しており、会社に在籍しているものの、会社ではなくハローワークから労働者本人に支給されます。

また、会社に在籍はしていますが、同給付金は雇用保険法上の「失業等給付」に該当し、同法は受けた金銭への課税を禁止していることから所得税は非課税となります。

3. 給付金の注意点

教育訓練休暇給付金を受給した労働者は、休暇開始日より前の被保険者期間や雇用保険の加入期間がリセットされるため、一定期間は離職時の失業手当等の給付金を受給できなくなります。

教育訓練休暇給付金の概要と課税についての解説は以上です。同給付金の詳細な情報については、下記の参考資料や最寄りのハローワークにお問い合わせください。

参考資料：[厚生労働省 HP「教育訓練給付制度」](#)

税務通信令和 7 年 8 月 18 日号

（担当：監査部第 5 課）



V. 育児・介護休業法改正ポイント（令和 7 年 10 月施行分）

昨年成立した育児・介護休業法改正について、令和 7 年 4 月 1 日から段階的に施行されています。既に施行されている改正内容と合わせて、今回は令和 7 年 10 月施行分について詳しくご紹介します。

1. 令和 7 年 4 月 1 日施行分について

令和 7 年 4 月 1 日から施行	
育児に関する改正	① 子の看護休暇の見直し ・対象となる子の範囲の拡大（小学校 3 年生修了まで） ・取得事由の拡大（感染症に伴う学級閉鎖等／入園（入学）式、卒園式 を追加） ・除外できる労働者は週の所定労働日数が 2 日以下の者のみ ・名称変更（子の看護 等 休暇） ②所定外労働時間の制限（残業免除）の対象拡大 ・請求可能となる労働者の範囲拡大（ 小学校就学前 の子を養育する労働者） ③ 300 人超 の企業に 育児休業取得状況の公表 の義務付け ④育児短時間勤務の 代替措置 の追加（ テレワーク ） ⑤ 在宅勤務等（テレワーク） の措置の努力義務化（3 歳未満の子を養育する労働者に対して）
介護に関する改正	①介護休暇の見直し（除外できる労働者は週の所定労働日数が 2 日以下の者のみ） ②介護両立支援制度等の 個別周知・意向確認 の義務付け ③介護両立支援制度等の 早期の情報提供 の義務付け ④介護両立支援制度等を利用しやすい 雇用環境整備 の義務付け ⑤介護期の 在宅勤務等（テレワーク） の努力義務化

※「義務付け」とある改正については、就業規則等見直しが必要になります。

2. 令和 7 年 10 月 1 日施行分について

令和 7 年 10 月 1 日に施行されるのは、「柔軟な働き方を実現するための措置の義務付け」と「仕事と育児の両立に関する個別の意見聴取・配慮」です。

（1）柔軟な働き方を実現するための措置の義務付け

- ・事業主は、**3 歳から小学校就学前の子を養育する労働者**に対して、以下の①～⑤の措置の中から、2 つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から 1 つを選択して利用することができます。
- ・事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

選択して講ずべき措置

- ①始業時刻変更等（ア：フレックスタイム制 イ：始業または終業の時刻を繰上げまたは繰下げる制度）
- ②在宅勤務等（テレワーク）10 日以上／月

③保育施設の設置運営等

④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇の付与）
10日以上／年

⑤短時間勤務制度

- ・上記①から④については、フルタイムでの柔軟な働き方となります。
- ・②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります。

【柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知・意向確認】

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として対象措置に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を個別に行わなければなりません。

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1ヶ月前までの1年間 (1歳11ヶ月に達する日の翌々日から2歳11ヶ月に達する日の翌日まで)
周知事項	①事業主が上記講ずべき措置で選択した対象措置(2つ以上)の内容 ②対象措置の申出先(例:人事部など) ③所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか ※①はオンライン面談も可能 ③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

事業主は妊娠・出産等について労働者から申出があった場合に個別周知・意向確認することは以前の改正で義務付けられました。今回の改正では仕事と育児の両立に関して、新たに「意向聴取」と「配慮」を行うことが義務付けられます。

意向聴取の時期	①労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ②労働者の子が3歳の誕生日の1ヶ月前までの1年間 (1歳11ヶ月に達する日の翌々日から2歳11ヶ月に達する日の翌日まで)
聴取内容	①勤務時間帯(始業および終業の時刻) ②勤務地(就業の場所) ③両立支援制度等の利用時間 ④仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか ※①はオンライン面談も可能 ③④は労働者が希望した場合のみ

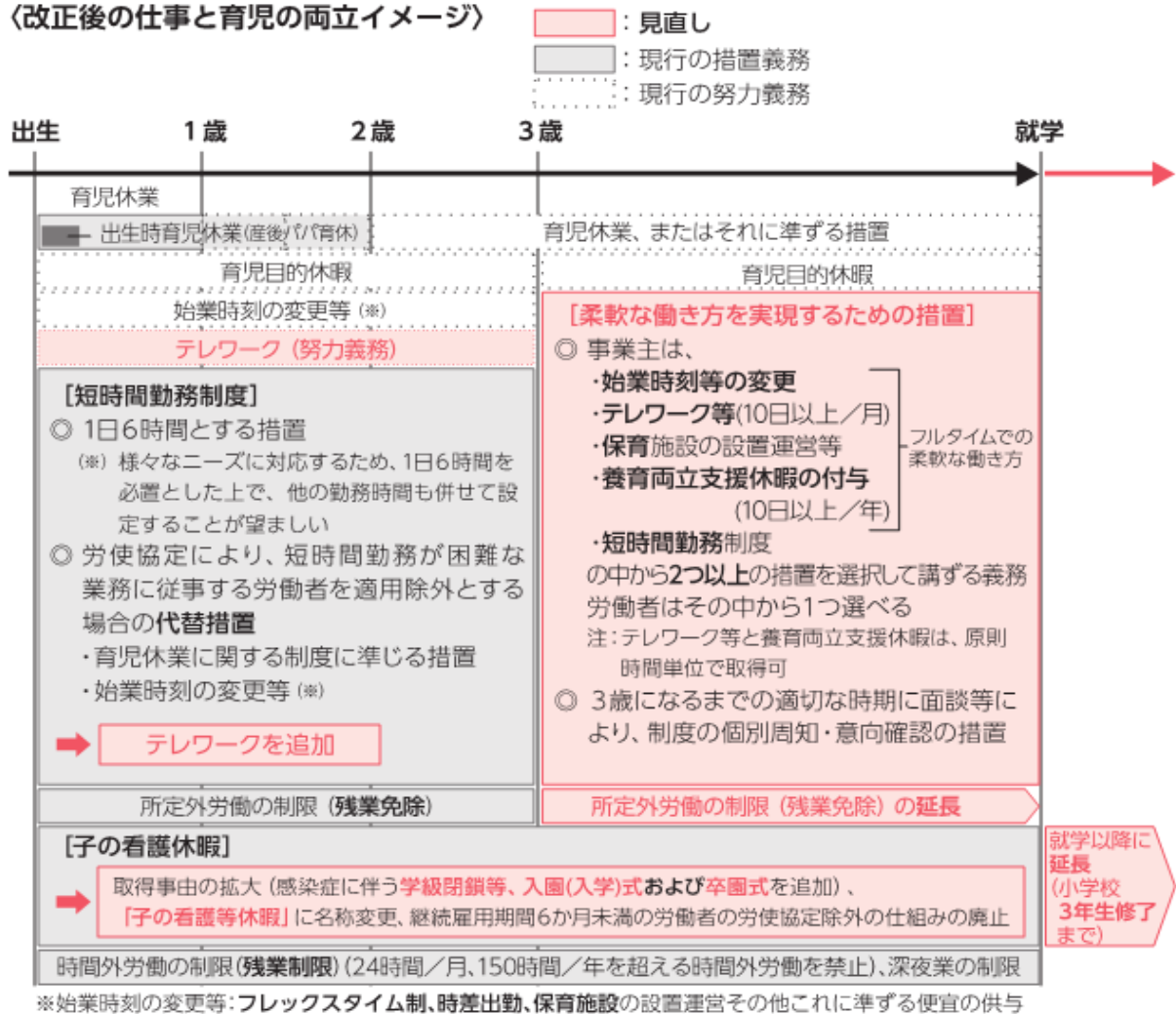
【聴取した労働者の意向についての配慮】

事業主は上記の表にある聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

具体的な配慮の例

- ・勤務時間帯、勤務地にかかる配置
- ・両立支援制度等の利用期間等の見直し
- ・業務量の調整
- ・労働条件の見直し

〈改正後の仕事と育児の両立イメージ〉



3. おわりに

育児・介護休業法は以前から改正が続いており、前回の改正は令和4年4月と令和4年10月でした。育休など取りやすくなっただけでなく、仕事と育児・介護の両立を実現するために今回の改正は「柔軟な働き方そのものを提供すること」「働き続けられる職場環境づくり」を会社に求める内容となっております。

実施すべき事項が多いため、計画的に法改正に伴う対応を進めていきましょう。

(参考: 厚生労働省 HP www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf)

ビジネスガイド 2025.8月号)

(担当: 総務部)



VI. 私の履歴書 30 組織再編税制との関わり

平成 13 年に成立した組織再編税制は、それまでの税法の仕組みを激変させました。これにより、組織再編がしやすく、多用化されるようになりました。それ以前は、せいぜい合併が数年に一度あるかないかでしたが、当事務所でもほぼ毎月何らかの組織再編をするようになりました。

1. 組織再編税制成立の立役者

平成 13 年に組織再編税制が成立し、合併や分割などが全く新しい税制となって再出発しました。基本的には株主による支配の継続は譲渡損益を認識しない簿価移転である**適格組織再編**と、支配者が変わる場合は譲渡損益を認識する時価移転である**非適格組織再編**と大きく二つに分けたことです。

作成したのは法人税制企画室で、平成 12 年の金融取引抜本改正・13 年組織再編税制・14 年連結納税制を企画立案し、条文作成した部署で、**朝長英樹税理士**（注 1）が室長として指導し、経団連の税制グループ長の**阿部泰久氏**（注 2）などが協力したものです。

時代は平成 3 年のバブル崩壊、平成 9 年の金融危機の直後で、都銀を中心とした不良債権処理の中、都銀がたった 3 行に統合される経済の激変に対応するため、特に経団連から要望され、従来の国と民間の税収の取り合いのようなことなく、「一緒に良いものを作る」ということで法人税法の約 4 割を改定したとのことでした。

2. 朝長税理士と阿部泰久氏の講義に参加

朝長税理士が退官後に T K C の顧問となったので、T K C での講義を二度ほど聞きに行きました。ヤフー事件（注 3）の裏話をお聞きしたのですが、そもそも**共同事業要件**という株式保有割合が 50%未満の場合でも適格を認め、繰越欠損金の引継ぎを認める条文は、経団連の強い要請で都銀再編（みずほ等）のために作られたという経緯をお聞きしました。

経団連の阿部泰久氏については、講師を務めた関東信越税理士会が主催する、新組織再編の集中講座が 3 日間、上野で開設され、暑い中参加したのを思い出します。

また、新潟県の T K C 有志が主催する少人数の勉強会に阿部氏をお招きし、その後は居酒屋で数人とともに一緒に飲んだことも思い出します。

居酒屋での秘話ですが、同席した英介副所長が「国税と経団連で話がつかないときはどうするのですか？」と聞いたところ、「最後はじゃんけんで決めてます。」と冗談？を言ったのを本当か？と大笑い、しかし「措置法は、その税制がいい悪いではなく、国家予算のためにどのくらい税収を見積もるかなのだから、…」と付けくわえたので冗談ではない面もあることを強く感じました。税務調査の現場で「脱税か節税か！」と争っている私たちとは、異なる税制改正の現場があることを実感しました。

3. 行為計算による税務否認が多発

ヤフー事件までは、不良債権処理や日本経済の復活のために、組織再編が否認（注4）されることは殆んどありませんでした。また、組織再編については各国税局に事前相談窓口が設けられ、特に私が扱った数十億円規模の案件では、事前相談制度を利用して安全性を期しています。

再生における現場では**準則**に基づいた処理を行うため、ほとんどは問題にはなりません。複雑な案件は三度ほど、事前紹介制度を利用しました。否認される事例の多くは、繰越欠損金を抱える会社をM&Aで買収し、その後、合併等で本業の会社の利益と相殺して節税するといった事例です。

4. 子会社合併での事業の継続性

現在問題になっているのは、赤字子会社の事業を会社分割等で切り離し、別会社に移し、残った繰越欠損金のみの子会社を合併し、親会社で繰越欠損金を使用した場合の否認事例です。理由は税法に要件の規定がないにもかかわらず、「事業等が継続されていない。」ということです。

しかし、今年7月、東京地裁と高裁は、100%子会社の合併に付き事業継続は適格の要件になるので国の課税を取り消す判決をしました。現在は最高裁判決が待たれます。

（注1）朝長英樹税理士

現日本税制研究所代表理事。ヤフー事件で国税側に立ち、名だたる学者がヤフー側に立つ中、包括否認を最高裁で勝訴させたことで有名。これ以来、組織再編では「行為計算の否認」が始まり、現在まで続いています。組織再編での増減税はゼロ、つまり日本経済の活性化のための税制であり、減税でも、ましてや増税という政策意図から生まれた税制ではないと言い切っています。清文社からヤフー事件の包括否認の本が出ています。また、法令出版から合併・分割・株式交換等の3部作の実務必携シリーズが有名です。

（注2）阿部泰久

東大卒業後に経団連に入所。1996年から2004年まで税制グループ長として朝長氏と新しい税制を作成。著書は持株会社関係2冊、組織再編税制3冊。その後は産業構造基盤グループ長や金融審議会委員、経団連常務理事を歴任し、2017年11月に62歳で心不全で死去。訃報を新聞で知り、感慨深いものがありました。

（注3）ヤフー事件

ソフトバンクがヤフーを買収した際に、まず株式を買収し、社長をソフトバンクから送り込むことで、繰越欠損金の引継ぎ要件である「みなし共同事業要件」のうち特定役員引継ぎ要件を満たし、約540億円の繰越欠損金を引き継ぎましたが、東京国税局は法人税法132条2（組織再編に係る行為又は計算）に基づき、租税回避行為として否認、約265億円を追徴課税を行いました。最終的に、平成28年2月最高裁で国が勝訴。名だたる学者が多数、会社側で意見書を提出し、孫社長も証言台に立ったことでも有名です。

（注4）組織再編の否認

従来は「同族会社の行為計算の否認」という**132条**の法令に沿っていても、法人税の負担を不当に減少させるような不自然な行為は否認できる規定があり、その適用は同族会社に限定され、かつほとんど否認事例がなかったのですが、組織再編税制が出来たときに**132条2**「組織再編に係る行為又は計算の否認」が新設され、最近の税務の専門誌では、組織再編に係る否認の報道や裁判の紹介が掲載されないことが無いくらい日常化しています。

【主要補助金一覧】

新事業進出補助金 第2次募集	
状 況	募集予定
参照先	https://shinjigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/
省力化投資補助金【一般型】第3回	
状 況	申請受付中 公募締切日 2025 年 8 月 29 日
参照先	https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/
省力化投資補助金【カタログ型】	
状 況	随時申請受付中
参照先	https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/
ものづくり補助金 第21次募集	
状 況	申請受付中 申請締切日 2025 年 10 月 24 日
参照先	https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html
IT 導入補助金 第5次	
状 況	申請受付中 申請締切日 2025 年 9 月 22 日
参照先	https://it-shien.smrj.go.jp/
小規模事業者持続化補助金 第18回	
状 況	申請受付開始 2025 年 10 月 3 日 申請締切日 2025 年 11 月 28 日
参照先	https://r6.jizokukahojokin.info
事業承継・引継ぎ補助金 第12次	
状 況	申請受付開始 2025 年 8 月 22 日 申請締切日 2025 年 9 月 19 日
参照先	https://jsh.go.jp/



事務所カレンダー



9月	2日(火)	会議・研修日
10月	2日(木)	会議・研修日
	3日(金)	研修旅行

※この予定は変更となる場合もございます

◆毎日の朝礼	8:45 ~ 9:00
◆会議・研修日	・会議: 午前9:30 ~ 11:00頃まで
	・研修: 午後1:00 ~ 4:30頃まで

※朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちに
ご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、緊急の場合はお知らせください。

◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆

事務所ニュース 6月号をお読み頂きましてありがとうございます。今後も皆様のお役に立てるような最新の情報を、お届けして参ります。

8月号の表紙は、「KOMORO WINE DAYS」です。例年、春と秋に開催され、次回の開催は9月20日(土)です。

小諸・立科・軽井沢から多数のワイナリーが集結します。
ワインが好きな方、ワインが気になる方は是非、足を運んで
みてはいかがでしょうか。

